

空家等対策の推進に関する特別措置法の概要について

公布日：平成26年11月27日

全部施行：平成27年5月26日

1. 背景

第1条

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進することが必要。

2. 定義

(1) 空家等とは

第2条第1項

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とは（基本指針抜粋）

建築物等が長時間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となる。

(2) 特定空家等とは

第2条第2項

特定空家等とは、次のいずれかの状態であると認められる空家等をいう。

ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

3. 空家等対策協議会について

第7条

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

4. その他の事項

(1) 空家等の所有者等の責務

第3条

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(2) 空家等についての情報収集

第9条

市町村長は、空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

第10条

市町村長は、固定資産税の課税その他の情報について、この法律の施行のために必要な限度において、内部で利用することができる。

第11条

市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努める。

(3) 所有者等による空家等の適切な管理の促進

第12条

市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努める。

(4) 空家等及びその跡地の活用

第13条

市町村は、空家等及び空家等の跡地（不動産流通物件を除く）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努める。

(5) 特定空家等に対する措置

第14条

市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。